

あんぜん

Japan Electronics & Information Technology Industries Association



CONTENTS

国際標準化と適合性評価への取り組み強化に向けて	2
JEITA インドミッション概要報告	4
2014 年度安全関係委員会組織	5
活動紹介	
AV 安全技術専門委員会	5
ITE 安全技術専門委員会 / 安全推進専門委員会	6
電安法体系検討 TF	7
2013 年度実施自主買上試験結果	7
委員長の部屋	7

Vol.17

(通巻 46 号)

2014 年度

発行日：2014年(平成26年)11月
発行：一般社団法人
 電子情報技術産業協会
 安全委員会
編集：安全委員会
事務局：知的基盤部安全グループ
 電話03-5218-1059
URL:<http://home.jeita.or.jp/security/>

国際標準化と適合性評価への取り組み強化に向けて

経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課長 和泉 章

1. IECにおける国際標準化活動

国際電気標準会議（IEC）は、電気・電子分野における代表的な国際標準化機関であり、本部はスイス・ジュネーブにある。IECが策定している国際標準には公共性の高いものから、企業のビジネスに影響を与えるものまであり、合計で6,900を超えている。特に、1995年に発効した世界貿易機関（WTO）の「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT協定）では、各国で策定される国内標準は、原則として国際標準を基礎とすることが求められており、また、最近では、企業等が有する特許が国際標準に含まれる事例も増加する等、国際標準とビジネスとの関係が深くなっている。

IECに対しては、日本からは経済産業省のなかに設けられている審議会である、日本工業標準調査会（JISC：Japanese Industrial Standards Committee）が加盟している。個別の国際標準策定は、IECに技術分野毎に設けられている技術委員会（Technical Committee：TC）や分科委員会（Sub Committee：SC）等で行われているが、それらに対しては、一般社団法人 電子情報技術産業協会をはじめ国内の工業会、学会等に国内審議団体として対応をお願いしている。それぞれの国内審議団体には、IECの国際標準化に対応する委員会が組織され、企業、大学、研究機関等の技術者、研究者等の参加のもと、国際標準化の提案、海外からの提案に対する対応等が行われている。TCやSC等の国際会議にも、これらの技術者、研究者等が、JISCの肩書きで出席している。そうした意味では、IECにおける国際標準化活動は、産業界や学界の技術者、研究者等によって実質的に支えられている。

最近の日本の産業界の積極的な取り組みにより、IECにおける日本のプレゼンスは高まっている。2014年からはIEC会長に野村淳二氏（パナソニック(株)顧問）が就任されている。100年を超えるIECの歴史のなかで、アジアから会長に就任しているのは日本のみであり、野村氏は日本人として3人目の会長である。会長の任期は2016年までの3年間となっている。また、IEC副会長3人のうちの1人として、2009年から藤澤浩道（(株)日立製作所）が務められている。

IECの活動概要や、TCやSCの内容、対応する国内審議団体については、IECの活動を支援していただいている、一般財団法人 日本規格協会 IEC活動推進会議（IEC-APC）のサイトにある、「IEC事業概要」に詳しい情報が掲載されているので、是非ご覧いただきたい。

「IEC事業概要 2014年版」

<http://www.iecapc.jp/business/index.htm>

2. 「標準化官民戦略」の策定

IECおよび国際標準化機構（ISO）のTC等の国際幹事を務めている数では、日本は、アメリカ、ドイツに次ぎ、イギリ

ス、フランスと肩を並べる水準まで達している。また、日本からの国際標準の提案も着実に増加している。一方で、先進国のみならず、中国等の新興国も国際標準化活動を強化している。

経済産業省では、官民が連携してさらに標準化戦略を強化していくため、2014年3月に茂木経済産業大臣主催により主要産業界代表者の参画のもと標準化官民戦略会議を立ち上げ、5月に「標準化官民戦略」をとりまとめた。

以下に「標準化官民戦略」のポイントと、それを踏まえた取り組みについて紹介する。



標準化官民戦略会議

2-1. 官民の体制整備

(1) 新市場創造型の標準化制度の構築

複数の関係団体に跨がる融合技術や、中小企業を含む少数の企業が保有する先端技術に関する標準化を迅速に進める制度を構築する。

経済産業省では、本年7月1日より新市場創造型標準化制度をスタートさせた。従来は、IECやISOで国際標準化提案をする際には、国内審議団体にコンセンサスを得ることが一般的であったが、この制度により、JISCにおいて迅速に審議することで、国際標準化提案を行うことが出来ることとなっている。さらに、一定の要件を満たす場合には、一般財団法人 日本規格協会（JSA）が、国際標準の原案策定や国内審議団体となることが可能となっている。また、国内標準（JIS）についても、同様に一定の要件のもとJSAが支援する制度が設けられている。

この新市場創造型標準化制度は、従来、トップスタンダード制度と呼ばれていたものを拡充したものである。本制度の活用が考えられる標準化テーマがあれば、是非、経済産業省にご相談いただきたい。

(2) 産業界における標準化戦略の強化

企業が、自社技術・製品に係る協調領域と競争領域を見極

めた最適なオープン・クローズ戦略を踏まえた標準化戦略を、事業戦略、研究開発戦略および知的財産戦略と一体となって進めるため、標準化に関する全社的な戦略の推進等を担う最高標準化責任者（Chief Standardization Officer：CSO）を設置すること等により体制を強化する。また、企業の経営責任者に対する戦略的な標準化の必要性・有効性等についての啓発活動、標準化の成功事例等の知識・情報の発信、業種横断的な意見交換や情報共有等を促進する。

実態的には、電機産業においては社内横断的な標準を担当する部門の設置が進められている。社内の知的財産部門や、研究開発部門あるいは、企画部門に置かれている例が多いようである。近年では特に、知的財産部門との連携を深めている企業が多くなっているように見受けられる。こうした取り組みが、更に活性化していくことが重要である。更に、今後は、標準化と認証等の適合性評価との連携が重要となってくることから、適合性評価の関係者も含めた社内体制の構築が重要となってくる。

(3) 中小企業の標準化および認証の活動に対する支援強化

中小企業の標準化活用成功事例紹介を含め、戦略的な標準化および認証の重要性に関する普及啓発や相談、各国の基準認証の動向に関する情報提供を行う。また、中小企業の標準原案の作成のための支援ツールの開発・提供や、標準原案の作成、国際会議への参加、認証取得等に対する支援を行う。更に、中小企業の標準化および認証に関する相談窓口の開設等を行う。

(4) 標準化人材の育成強化

グローバルに通用する交渉力およびマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、これまで実施しているIEC分野の若手人材を対象としたヤングプロフェッショナル研修制度をISOの分野にも拡充する。また、国際標準化の審議への対応に必要な知識等を短期間で習得するためのプログラムや、管理職、営業職、初任者等を対象とした人材育成プログラム等について検討する。大学の技術経営学等のカリキュラムのための体系的な標準化教材を作成し、標準化講座の導入を促進する。国際標準化の経験が豊富な人材のデータベースの構築等を進める。

2-2 世界に通用する認証基盤の強化

我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、認証又は試験の結果が国際的に認められる認証基盤を順次国内に整備する。

経済産業省では、2013年度補正予算により、メガワット級のスマートグリッドに関連する試験設備の整備を進めている。

具体的には、リチウムイオン等の大型蓄電池システムについての安全性や性能を試験する施設を独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）が大阪に整備する。

また、大型のパワーコンディショナの試験施設を独立行政法人 産業技術総合研究所（AIST）の福島再生可能エネルギー研究所に整備する。

これらの施設は、認証のための試験だけでなく、技術開発にも広く使えるものであるため、産業界からの積極的な活用をお願いしたい。

2-3 アジア諸国等との連携強化

先進国との連携を引き続き進めるとともに、各国の国家規格の開発、標準化人材の育成および認証基盤の整備に対する支援、国際標準の共同開発等の分野でアジア諸国の協力関係の強化等を進める。

2-4 「標準化官民戦略」のフォローアップ

標準化官民戦略会議のもとに幹事会を設け、この戦略のフォローアップを進めている。

3. 経済産業省基準認証ユニットの組織改編

経済産業省として着実に標準化官民戦略を実行していくに当たり、本年7月1日に産業技術環境局基準認証ユニットの組織改編を行った。

この組織改編により、従来の基準認証政策課、認証課、知的基盤課の3課は、基準認証政策課、国際標準課、国際電気標準課に改編された。電気、電子、情報分野に係る国際標準化および国内標準化、認証等の適合性評価関連業務、国際関連業務等については、国際電気標準課において一元的に担当することとなった。また、同様に、電気、電子、情報分野以外については、国際標準課において国際・国内標準化、適合性評価、国際業務を一元的に担当する。また、分野を問わず国際標準化や適合性評価、国際関連業務等について横断的に担当する組織として、認証企画室、基準認証経済連携・相互承認推進室、基準認証広報室等が設けられている。

この組織改編により、標準化と認証等の適合性評価、あるいは、国際標準化と国内標準化について、技術分野毎に同一の課で担当する体制になった。標準化と適合性評価は、まさに「車の両輪」とも言える関係にあるが、今回の組織改編によって、これまで以上に連携しやすい体制となった。また、国際標準化と国内標準化についても、IECやISOのマネジメントレベルへの対応を含め単一の課で対応することになり、より戦略的に取り組みやすい体制となった。産業界側から見ても、技術分野別に担当課がよりわかり易い体制となっており、今後は、産業界と経済産業省基準認証ユニット間で一層密接な連携を取りつつ、業務を進めて参りたい。

また、この組織改編と同時に、JISCの部会および専門委員会の審議体制も変更された。従来の、標準部会、適合性評価部会に代わって、基本政策部会、標準第一部会、標準第二部会が設置された。基本政策部会は基準認証に係る基本的政策や制度運営の基本方針等を審議する。標準第一部会は、主にISOに関する標準化および適合性評価等を担当する。標準第二部会は、主にIECに関する標準化及び適合性評価等を担当する。それぞれの部会の傘下には関連する分野の専門委員会が設置されている。標準第二部会には、スマートグリッド戦略、電気技術、電子技術、情報技術の4つの専門委員会が設置されている。また、各部会やその傘下の専門委員会は相互に連携するとともに、必要に応じて合同部会を開催することとしている。

4. おわりに

2014年11月には、東京においてIEC大会が開催された。日本でIEC大会が開催されたのは、100年を超えるIECの歴史のなかで4回目である。IEC大会の日本での開催は、国内の産業界に国際標準化の重要性や、IECの活動について理解を深める絶好の機会である。是非、今回のIEC大会を、日本の国際標準化活動の一層の活性化につながる契機としていただくことを期待する。

また、経済産業省では、標準化官民戦略に基づいて国際標準化への取り組みを今後、更に強化することとしている。この戦略の実行に当たっては、産業界におかれてもこれまで以上に積極的な取り組みをお願いしたい。

JEITA インドミッション概要報告

適合性評価システム委員会 委員長 津布子 泰和

2014年度からの適合性評価システム委員会は、傘下の国際制度専門委員会と統合し、国際制度専門委員会の機能を継承した形で委員会活動を開始しました。これは、両委員会の活動が、ここ数年一部を除き、多くが重複してきたことによるものです。

適合性評価システム委員会は、自己責任原則を柱として、国内外の安全およびEMCに関する基準認証制度のあり方を検証し、一層の合理化に向けた取り組みを推進します。また、認証制度の国際整合化・適正化に向けた提案型活動を展開し、『Time to Market Place』の短縮を図ることを事業方針とし、活動を行っています。

当委員会の大きな事業方針として、国内外基準適合性評価制度の適正化・合理化の推進のための意見反映があります。2013年から2014年に掛けて、インドで強制登録制度が施行されましたが、機器試験から登録完了までの期間の長期化、また、適合表示要求の度重なる改訂により混乱が生じていることなど、未だ本規則適合への対応に苦慮する状況が続いていることから、経済産業省情報通信機器課、および在インド日本大使館のご協力のもと、本規則に関する課題・要望を当委員会から現地規制当局等に直接伝えるため、代表者を2014年5月19日から22日までインドに派遣しました。

このインドミッションでは、規制当局であるDeitY (Department of Electronics & Information Technology)、規制の執行組織であるBIS (Bureau of Indian Standards)、及びBISの管轄省であるMOCA (Ministry of Consumer Affairs) との会合を行い、また、本規則の課題の改善には長期的に要望を伝えることが必要との観点から、インドのIT工業会MAIT (Manufacturer's Association for Information Technology) と、JEITA参画企業の現地法人からなるタスクフォースを立ち上げ、各々のメンバーとの会合も行っています。

規制当局であるDeitYとの会合では、大きな懸案事項である、CBレポートの活用を議論しましたが、「現状は難しいが、今後に向けてCBレポートの受け入れの検討は行う」ことを明言してくれました。また、ブランドオーナー単位での登録の議論では、工場単位に加えブランドオーナー単位での登録実施に関し、一定の理解を示してくれました。今回の会合に於いて懸案事項の解決には至りませんでした。最後にDeitYからは、「本規則は企業を苦勞させることが目的ではなく、消費者に対する安全な製品の提供が目的である。」旨の説明があり、企業側の負担に対する一定の配慮を示していることが確認できました。

規制の執行組織であるBISとの会合では、DeitYで一定の理解を示した、ブランドオーナー単位での登録議論では、JEITAからブランドオーナーの責任等について再三説明を行いました。平行線のままで溝が埋まりませんでした。その理由として、BISは市場からの粗悪品の排除の観点から、



DeitY との会合

品質保証レベルの低い工場を基準とした制度設計をしており、JEITA側の立ち位置との違いがあげられます。適合宣言表示要求に関しては、「IEC規格の耐久性要求に適合したラベル表示について、今後検討する。」との回答を得ることができました。BISは、規制の執行組織であるため、今後も現地法人タスクフォース、MAITの協力を得ながら、継続的な改善要望を行っていきます。

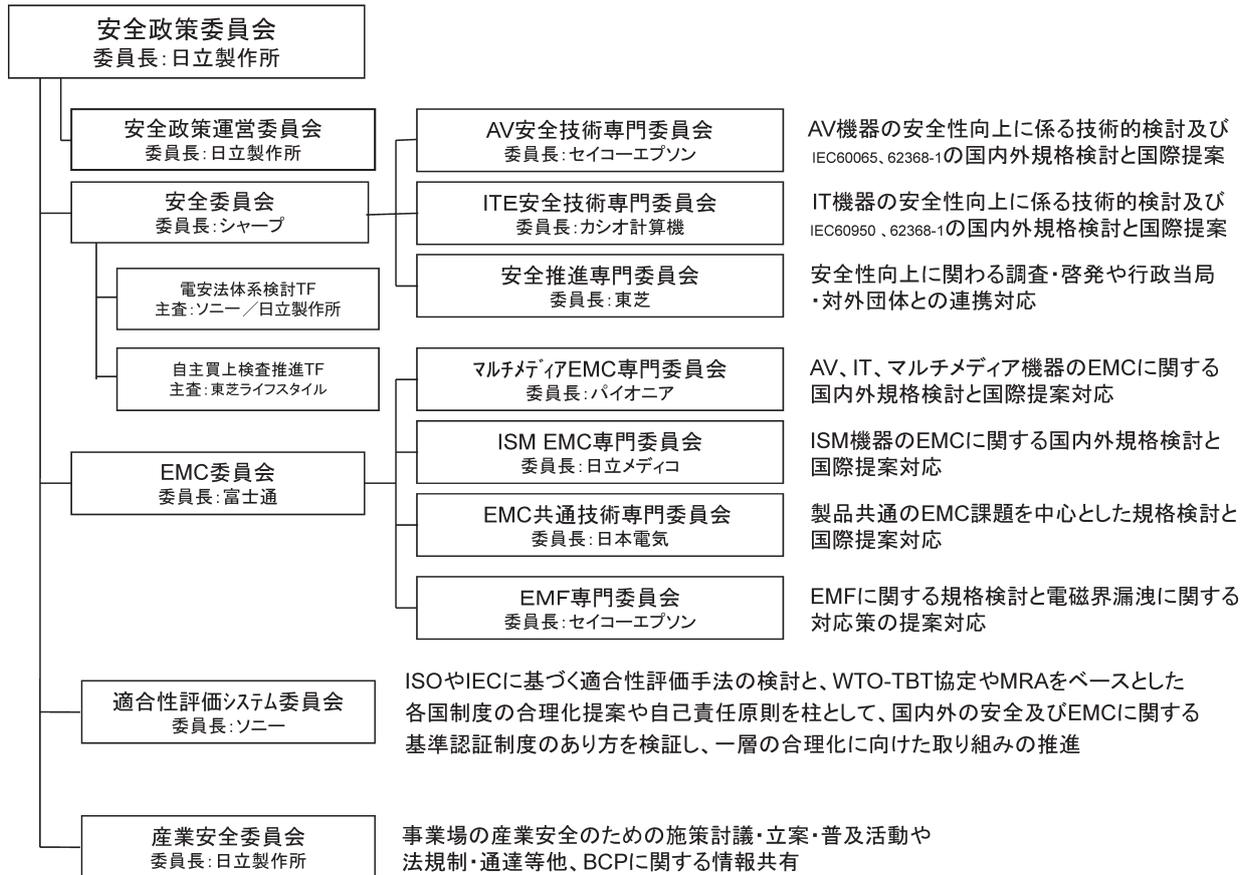
BISの管轄省であるMOCAとの会合では、「現在、インドは適合性評価制度策定の途上段階である。今後は、グローバルベストプラクティスに沿った適合性評価制度の策定を進めて行く。」との方針を確認することができました。今後は、この方針を具現化してもらえるように、働きかけを進めます。

今回のミッションにより、改善要望内容に応じた要望書の提出先、制度策定の基本方針が明確になったこと、また、MAITとの協業関係の構築、および現地法人チームの立ち上げが実現できたことは、現在進行中の、適合性評価制度の構築完了までの道のりの中で、継続した改善要望のためにも、有効に機能するであろうと考えています。



MOCA との会合

2014年度 安全関係委員会 組織



活動紹介

AV機器の遠隔操作への取り組み

AV安全技術専門委員会 委員長 播磨 弘

AV安全技術専門委員会はAV機器に関連する国内外の製品安全規格・規制への対応を行いつつ、安全なものづくりに貢献することを基本方針として活動を行っています。

傘下には、製品安全推進WG、規格・基準検討WG、高圧/低圧機器安全WG、ブースター機器安全WGの各WGが存在し、それぞれの専門性を活かしてAV製品の安全性向上活動を行っています。

2014年度の委員会活動としては、次のテーマを重点的に取り組んでいます。

1. 電安法の体系整備への協力と、国際整合化提案の実施
2. IEC 62368-1、IEC 60065第8版の対応とJIS化への協力
3. 製品安全確保のための自主的買上試験への協力
4. 新技術・新商品での安全確保、業界自主規格を含めた安全技術の高度化への貢献

そうした中で、本年度は特に「AV機器の遠隔操作機構の課題に対する対応」について重要度をあげて取り組んでいます。

現状では、電気用品安全法の遠隔操作において、機器に対する遠隔操作に関しては別表第八が、配線器具を使用した遠隔操作に関しては別表第四が適用になっており、それぞれについての報告書が公開されている状況です。

この中で、機器を対象とした別表第八の遠隔操作の技術基準につきましては、主にエアコンを対象例として解説されていました。

しかし、ネットワーク化が著しいテレビジョン受信機、その他の音響機器（DVDレコーダー、オーディオ機器）等のAV機器の遠隔操作の技術基準に関しては、基本的な安全方針は同じではありますが、より分かりやすい解説が望まれていました。

そのため、AV安全技術専門委員会では、遠隔操作機構を有するAV機器について、遠隔操作における「危険が生じるおそれがない」ことを確認し、使用者の安全を確保することを目的とした、「AV機器に別表第八の遠隔操作を適用する際の考え方」を試験方法としてまとめることに現在取り組んでいます。

本件につきましては、関係委員会への中間報告を含め、進捗等につきましても適宜報告をさせていただきます。情報の共有に努めてまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

より安全なIT製品の実現を目指して

ITE安全技術専門委員会 委員長 山下 修司

ITE安全技術専門委員会では、消費者へのより安全な製品の提供に寄与することを活動方針とし、IT機器の安全確保のため、安全規格の開発支援、普及活動、安全性に係わる現行制度の改善要望、および今後計画されている新しい制度に対する提言活動など、製品全般に係わる安全推進に取り組んでいます。

2014年度の活動としては、以下の取り組みを実施しています。昨年度に引き続き安全委員会傘下の電安法体系検討TFを通じて、電気用品安全法体系の見直しに対する課題の抽出と施策提言、電安法技術基準の性能規定化に伴う是認スキームの検討等の協力を行っています。また、第108委員会、およびその傘下のJIS原案作成検討会へ参画し、JISおよびIECの次世代の安全規格の開発・普及活動に取り組んでいます。

1つ目の重点活動テーマではIEC 62368-1 第2版とIEC 60950-1 第2版 Amd2の相違点についてまとめます。両規格の技術的内容の差異、新規追加要求事項等を取りまとめ、IEC 60950-1 第2版を理解している設計者、および安全規

格技術者がIEC 62368-1 第2版を適用して製品を設計、評価する際に留意すべき要求事項の相違点を容易に理解するための一助として使用されることを意図した比較表です。

2つ目の重点活動テーマは2014年8月に発行されたJIS C 6950-1追補版 (IEC 60950-1 第2版 Amd1対応) の規格解釈集を進めます。この規格解釈集は、JIS C 6950-1追補版の要求事項の中でわかりにくい項目を選択し、具体的な解説を加えたものです。これも安全規格を担う設計者、評価者が製品を設計、評価する際に要求事項を容易に理解するための道具として使用されることを意図したものです。その他、適合確認書の発行についても規格書ごとに進めます。

また、2014年度の活動全体を通しての取り組みとして、各テーマに作業手順の標準化を進めます。作業手順をルール化し、委員会内での業務効率の向上を目指すことで、より迅速に良質のアウトプットを発行できるしくみを作り、社会へより安全な製品をよりタイムリーに提供することをめざします。当委員会は、過去の諸先輩から受け継いできた伝統を継承しつつ、変化し続ける世の中へ常に対応し、世の中の期待を超えることで、社会に少しでもお役に立てる、そのような委員会を目指し今後も活動していきたいと思えます。

事故情報の分析と消費者安全啓発の取り組み

安全推進専門委員会 委員長 梅澤 俊光

近年の機器の多様化・多機能化の中、スマートフォンを使った遠隔操作など、機器の新たな使用法の提案や、ネット社会を背景とした消費者行動の変化に伴い、安全な製品の提供への企業に対する要求はますます厳しくなっております。

このような状況において、当専門委員会は、消費者の立場に立って製品安全のあり方を追求し、産・官・学の協力の下、JEITAホームページによる安全啓発等、消費者への幅広い安全啓発活動を展開しています。

また、製品事故の調査分析結果等に基づき、製品事故の未然防止を目的とした、製品設計、警告表示など、幅広く具体的な方策を立案し、会員会社に情報提供しています。

その具体的推進のため、当専門委員会傘下に、安全PR・WGと事故調査WGの2つのWGを設置しています。本年度は、以下の3項目を重点事業として取り組んでいます。

1. JEITA製品に関する製品安全活動の方向性研究

安全啓発やリスクコミュニケーションを考慮した製品安全活動の方向性について調査研究を行っています。

2. 警告表示等による安全啓発の調査・研究および実行

JEITAホームページの「製品を安全にお使いいただくた

めに」のページに、「電源プラグとコンセントの間への金属物の挟み込みにご注意ください」の事例を追加し、危険な使い方についての注意喚起を消費者向けに行っています。

安全委員会傘下の各専門委員会との連携の下「安全確保のための表示実施要領 第4版」の改訂の検討をしています。

3. JEITA関連製品の事故情報に関する活動

JEITA関連製品に関して、重大製品事故／非重大製品事故の発生状況について調査し、JEITAとして緊急対応の要否を確認し、必要な場合は、広く周知を行っています。また、会員会社から報告された製品事故情報に関して、調査分析を行い、製品安全活動に資するため、その結果を報告書にまとめ、事故報告いただいた会員会社にフィードバックしています。それとともに、事故調査の収集・分析の仕組みの継続的な改善を進めています。

ホームページへの掲載は、緊急の場合の情報発信に加え、定期的見直しを行い、必要な時事情報の発信を行う予定です。

今後も、さらに新たな視点での取り組みにチャレンジし、より安全な製品づくりに貢献できるよう活動を推進して参りますので、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

電気用品安全法見直しの第2ステップに向けて

電安法体系検討 TF 主査 小島 弘文

2014年1月1日付けで性能規定化を技術基準とした省令改正が施行されました。これにより、旧省令第1項、2項技術基準が省令の解釈となったことは既にご存知のことかと思えます。JEITAでは余り機会はないかも知れませんが、この改正により、旧技術基準以外の評価基準も事業者の責任の下使えることが出来るようになり、電気用品安全法としては、大きな変化点を迎えたと考えています。

この改正を更に推し進めるためにしなければならないことは、対象電気用品の適用範囲を明確にしておくことです。具体的には除外とする製品・環境をどう取り決めるかで、

JEITAとしては新たに規制対象になる予定の情報技術（IT）機器に対して、電気用品安全法の対象外とする産業用/業務用をどのように定義していくかがポイントになります。近年の情報技術機器は幅広く使われており、家庭内にも広がっています。除外の定義を決めるために、これらの幅広い用途を考慮した上で、使用用途を特定することが必要になります。この点において、総論賛成・各論反対でなかなか決めるのは難しいですが、その使われる環境の整理を行い、十分な論議をすることが重要であると認識しています。

事業者としての立場だけではなく、使用者側の立場も踏まえた上で、JEITAとしてもより良い基準作りに貢献するため、今後とも積極的な参画を行い、意見反映に努めます。まだ先の長い道のりです。皆様にも継続して、ご協力をお願いすることになるとは思いますが、宜しくお願い致します。

2013年度実施自主買上試験結果

自主買上検査推進 TF 主査 福島 弘二

2013年度の自主買上検査では、

- ・基本試験：電気用品（電安法対象製品）の安全試験（毎年）
- ・オプション試験-1：電気用品の電波雑音試験（3年毎）
- ・オプション試験-2：J55013（H22）の評価試験
- ・オプション試験-3：電安法非対象製品の安全試験

を計画し、基本：11社、オプション-1：11社、オプション-2：5社、オプション-3：1社の、計12社に参加していただきました。

基本試験とオプション試験-1の製品は、どちらも液晶テレビ5機種、テレビ用ブースター5機種、音響機器1機種でしたがいずれも適合しており、電安法が要求している適合義務を満たしていることが今年も確認できました。なお、液晶テレビ1機種とテレビ用ブースター全機種が旧省令第1項基準を、それ以外は旧第2項を適用していました。液晶テレビ5

機種はいずれもSマークを取得していました。

オプション試験-2の製品は、オプション試験-1のテレビ用ブースターで、5機種ともJ55013（H22）に適合していました。

オプション試験-3の音響機器1機種（DC機器）も、J60065（H23）に適合していました。

2000年度以降に基本試験で不適合機種があったのは2000年、2001年、2005年度で、電気用品の電波雑音試験で不適合機種があったのは2001年、2004年、2005年度ですので、電安法対象製品の不適合が無い状況は、2006年度から8年間続いています。

自主買上試験の参加がテレビとブースターに偏っている状況が続いていますので、BDレコーダー等のAV機器や情報機器等にも参加していただけるように、今後も努力して行きたいと考えております。

委員長の部屋

安全委員会 委員長 山口 佳子

四国の八十八ヶ所のお寺をまわるお遍路。今年は、弘法大師によるご開創から1200年の記念の年だそうだ。

この夏、徳島へ旅した時、今日何しようか、お遍路する？ そんな軽い気持ちで出発した。

車を出発させると、まずはナビに第1札所の霊山寺を入れ、スマートフォンでお遍路のノウハウ情報を仕入れる。お遍路にも「歩き遍路」「自転車遍路」「車遍路」「バス遍路」などと現在ではいろいろな移動手段があるそうだ。

霊山寺につき、案内所で巡拝の順序などを丁寧に教えてもらう。まず山門で一礼、手水舎で手と口を清める。次に本堂へ向かい、納札を納札箱へ入れ、ろうそく、線香、おさい銭、そして合掌。大師堂でも同様に参拝し、最後に納経帳に揮毫と朱印をもらう。こんなことを書くと罰あたりになりそうだ

が、スタンプラリーのようで次の札所に行く元気が出る。

今回は2日間で徳島県内の23カ所を巡った。途中、車でも困難な狭く急な山道を通りいくつも山越えをする社寺もあり、当時厳しい巡礼であったことが伺える。

当然それなりの覚悟と思いが必要であったはずで、観光気分だった自分は少し気が引ける。

とはいえ、八十八ヶ所巡ることによって88ある人間の煩惱が消えると言われており、23カ所の巡礼を終えた後、ある種の達成感とともに心が穏やかになった。

弘法大師も驚いているだろうが、今ではお遍路スタイルもさまざま。海外からの巡礼者も多く見かけた。こうしなければいけないという決まりもないらしい。気軽にチャレンジするのも現代ならではのよいのではないか。

JEITA

Japan Electronics & Information Technology Industries Association

一般社団法人 電子情報技術産業協会